

平成 29 年度 第 1 回

横浜市生活自立支援施設第三者評価委員会

日時：平成 29 年 11 月 24 日（金）15：15～16：45

場所：松村ビル別館 501 会議室

- 開会
- 選定評価委員・事務局紹介
- 議事
 - (1) 第三者評価委員会委員長の選出について
 - (2) 評価基準の検討
- その他
- 閉会

- 資料 1 横浜市生活自立支援施設第三者評価 評価シート（案）
資料 2 横浜市生活自立支援施設第三者評価 評価・採点の考え方（案）
資料 3 横浜市生活自立支援施設第三者評価 評価項目一覧（案）
資料 4 横浜市生活自立支援施設第三者評価 委員採点表（案）

（参考）

- P1 別紙 1 選定評価委員・事務局名簿
P2 別紙 2 指定管理者制度の概要
P3 別紙 3 指定管理者第三者評価制度の概要
P4 別紙 4 第三者評価の決定までのスケジュール（案）
P5 別紙 5 横浜市のホームレス施策の概要
P7 別紙 6 横浜市生活自立支援施設はまかぜの概要
P9 別紙 7 平成 28 年度 横浜市生活自立支援施設運営実績
P11 別紙 8 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び官報
P18 別紙 9 生活困窮者自立支援法
P26 別紙 10 横浜市生活自立支援施設条例
P29 別紙 11 横浜市生活自立支援施設条例施行規則
P32 別紙 12 横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱
P40 別紙 13 横浜市生活自立支援施設運営要綱
P59 別紙 14 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

横浜市生活自立支援施設第三者評価委員会**選定評価委員・事務局名簿**

評価委員（五十音順）

川名 州子	横浜市東部病院医療ソーシャルワーカー
小杉 久美子	不老町地域ケアプラザ主任ケアマネジャー
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
三浦 保之	NPO法人 市民の会 寿アルク事務局長
柳原 匠巳	公認会計士

事務局

佐藤 潤	健康福祉局援護対策担当課長
井手尾 剛史	健康福祉局援護対策担当係長
加藤 寿子	健康福祉局援護対策担当
工藤 遼介	健康福祉局援護対策担当

◎ 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO 等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度です（地方自治法〔以下「法」という。〕第 244 条の 2）。

つまり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされています（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号の総務省通知）。

指定管理者制度は、平成15年6月の法改正により創設されたものですが、従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となっています。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定 相手方を条例で規定 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く） 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う 施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む） 地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託の条件、相手方等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> 委託（契約） 	<ul style="list-style-type: none"> 指定（行政処分） 管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定

指定管理者第三者評価制度の概要

第三者評価制度は、指定管理者・市・利用者といった日常的に各施設に関わっている立場から離れた第三者が評価するもので、客観性が図られるとともに、多角的な視点からの評価が行えることが大きな特長です。客観的かつ多角的な視点から評価を行うことにより、指定管理者にとっての「気づき」のきっかけとなり、指定管理者自らが業務改善を行い、施設運営の改善につなげることを目的とするものです。

1 本市の指定管理者第三者評価制度の特徴

指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、原則として次の3つの方式で第三者評価を実施します。また、評価結果をホームページや施設内等で公表し、指定管理者の業務改善や今後の制度運用に活用しています。

(1) 指定管理者第三者評価機関による第三者評価制度

地区センターなど市内に同種施設が複数存在する区民利用施設については、市が複数の民間の評価機関を認定し、指定管理者との契約により、評価機関が評価を実施します。

(2) 福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス第三者評価の対象となっている福祉施設は、福祉施設第三者評価制度に基づき評価を実施します。

(3) 選定評価委員会による第三者評価制度

上記以外の施設については、専門性や施設特性等を考慮して、各施設の所管区局が条例により設置する選定評価委員会において、評価を実施します。

※「横浜市生活自立支援施設」は(3)に該当。

2 第三者評価制度対象施設内訳

● 指定管理者制度導入施設 937 施設 (平成 29 年 4 月現在)		
(1) 指定管理者第三者評価機関による第三者評価 ◇ 同種施設が複数存在する区民利用施設	(2) 福祉サービス第三者評価 ◇ 福祉サービス第三者評価対象施設	(3) 選定評価委員会による第三者評価 ◇ その他の施設
地区センター等、公会堂、スポーツセンター、老人福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、こどもログハウス	(特別) 養護老人ホーム、知的障害者生活介護型施設、地域療育センター、保護施設、保育園	<ul style="list-style-type: none"> 高い専門性を有する施設 施設ごとに評価の視点が異なる施設 管理のあり方も含めて検証する施設 横浜美術館、国際プール、歴史博物館、男女共同参画センター、区民文化センター等

**「横浜市寿生活館」及び「横浜市生活自立支援施設」
第三者評価の決定までのスケジュール(案)**

評価委員会	時期	事務局
各委員作業内容 ・事務局より送付された資料の事前確認		事務局作業内容 ・評価案の作成 ・評価委員へ事前送付
第1回第三者評価委員会 内容 ・評価委員会委員長の選出 ・評価基準の検討	11月24日(金) 13:30~16:45 松村ビル別館 501	
		事務局作業内容 ・第1回評価委員会での検討結果に 基づいた評価基準最終案の作成 ・評価基準最終案の各委員への送付
各委員作業内容 ・評価基準事務局案の最終確認		
		(指定管理者作業) ・評価シートに基づいた自己評価の実施 ・自己評価の事務局への提出
		指定管理者の自己評価を各委員へ送付
第2回第三者評価委員会 内容 ・施設での実地調査 ・施設職員に対するヒアリング ・評価シートの作成	1月15日(月) 13:00~17:00 会場未定	
		事務局作業内容 ・第2回評価委員会で各委員の作成 した評価シートの取りまとめ ・第三者評価委員会における評価案 の作成 ・評価案の送付
第3回第三者評価委員会 内容 ・評価の決定	3月16日(金) 13:00~17:00 会場未定	
		事務局作業内容 ・評価結果公表案の作成 ・評価結果公表案の送付
各委員作業内容 ・評価結果公表案の最終確認		
		事務局作業内容 ・評価結果の公表(HPへの掲載)

横浜市のホームレス支援施策の概要

1 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法（以下「困窮者法」とします。）が施行されました。この困窮者法の施行により、これまで本市が進めてきたホームレス支援施策の一部は、困窮者法に基づいて実施することになりました。

本市のホームレス支援施策のうち、困窮者法に基づく取組は以下の通りです。

(1) 生活自立支援施設はまかせの運営

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊や食事の提供、健康診断を実施するほか、日常生活を営むのに必要な日用品等を支給する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施しています。

また、この一時生活支援事業利用者の自立に向けて「施設型自立相談支援事業」を実施しています。この事業では、利用者個々に支援プランを作成し、自立に向けた就労等の支援や福祉サービスの利用調整等の相談支援を行っています。施設退所後も福祉サービスの利用が必要な場合は、支援の引き継ぎも行います。

なお、現に路上などで生活しているホームレス等への支援として、市内を巡回し、相談支援を実施しています。この巡回活動は、「施設型自立相談支援事業」のアウトリーチ活動として実施しています。この巡回は、週に2回程度看護師が同行し、健康相談も行っています。

【生活自立支援施設はまかせの支援内容】

① 一時生活支援事業

支援内容：寝食及び衣類、日用品等の提供、健診の実施

利用期間：原則3月以内。最大延長6月以内（利用期間は、②の支援プランにより決定）

《事業実績》

	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	1,299 人	1,127 人	977 人	847 人	669 人

※ 平成23年9月に個室を24床増床したので、定員が226人から250人になりました。

② 施設型自立相談支援

支援内容：個々のアセスメント結果に基づく支援プランの作成とプランに基づく支援の実施
退所後の必要となる支援機関の利用調整等

③ アウトリーチ活動（巡回相談）

現に路上などで生活しているホームレス等の相談支援を行っています。従来から実施している、関内駅や横浜駅周辺等を巡回する夜間街頭相談は、アウトリーチ活動の一環として実施しています。また週に2回程度、この巡回相談時に看護師が同行し、健康相談を実施しています。

この他、効果的にアウトリーチ活動を実施するため、学識経験者等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会を開催しています。

《活動実績》

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	2,110 件	2,090 件	1,918 件	1,948 件	1,531 件

2 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

横浜市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」や、この法律に基づき国が告示した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」などに即し、横浜市の実情に応じたホームレスの総合的な自立支援施策を推進し、ホームレスの自立を支援するとともに、新たにホームレスになることを防止することなどをめざして、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しています。

※ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/entai/homeless/#keikaku>

からご覧になることができます。

3 無料低額宿泊事業のガイドライン

ホームレス等を対象とした無料低額宿泊所については、ホームレス自立支援施策のひとつとして位置づける観点から、『無料低額宿泊事業のガイドライン』を定め、事業者に対して適切な設備と運営を求めています。

横浜市内の無料低額宿泊事業を行う施設数 43施設 1,423定員（平成29年9月1日現在）

4 寿福祉プラザ相談室(寿福祉プラザ運営事業)

住居のない人及び簡易宿泊所宿泊者等の福祉を図り自立を援助するため、生活上の相談や関係機関等の連絡調整を行っています。

5 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する日雇労働者等で、生活に困窮する人に対し、年末年始休庁期間中の緊急援護を行っています。

項目	内容	28年度実績
宿泊援護	簡易宿泊所、臨時宿泊所等への入所	23人
その他	検診、相談等	24人

横浜市生活自立支援施設はまかぜの概要

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

1 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜を供与する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施する。また、「生活困窮者一時生活支援事業」利用者に対して、就労の支援その他自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。

2 施設の概要

(1) 名称

横浜市生活自立支援施設はまかぜ

(2) 所在地

横浜市中区寿町4丁目13番地1

(3) 施設規模

鉄筋コンクリート造り 地下1階地上7階

(4) 施設内容 (延床面積 はまかぜ棟約 3,200 m²+プラザ棟3階約 500 m²)

ア はまかぜ棟

地下1階：発電機室、倉庫

1階：駐車場、事務・守衛室、荷物用EV室、アラーム弁室・PS、

2階：職業相談室、居室、脱衣室、洗濯室、談話室、当直室(男子)、女子更衣室、当直室(女子)、

3階：入所者面接室、多目的室、食堂、アラーム弁室・PS、下処理室、事務室、洗濯室、休憩室、倉庫、休憩室(厨房用)

4階：居室、アラーム弁室、洗面室、浴室、脱衣室、リネン室

5階～7階：居室、脱衣室、アラーム弁室・PS、洗面室、事務室、リネン室

イ プラザ棟

3階：居室(個室支援プログラム用24床)

(5) 利用定員

250名

(6) 利用期間

3月以内。ただし、指定管理者が認める場合は6月まで延長可能。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

(7) 運営根拠法令

(市) 横浜市生活自立支援施設条例 横浜市生活自立支援施設条例施行規則

横浜市生活自立支援施設運営要綱 横浜市一時生活支援事業実施要綱

施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領

(国) 生活困窮者自立支援法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

3 現運営団体

4 職員数

施設長	事務員	生活支援員	看護師	巡回相談員	職業相談員（職安より派遣）
1名	1名	23名	1名	10名	1名

5 支援内容

一時生活支援事業	食事・衣類・日用品等の提供、健康診断及び健康相談の実施
施設型 自立相談支援事業	①施設利用者の自立に向けた支援プランの作成と相談支援 ②支援の実施にあたり、必要となる関係機関との連絡調整 ③入所を依頼した区福祉保健センターとの連絡調整 ④公共職業安定所職業相談員による職業相談・紹介

平成28年度生活自立支援施設運営実績報告

横浜市生活自立支援施設 はまかぜ

1 入所実績

○ 月別入所状況

	延数	実数	内女性	実数	延長
4月	53	52			11
5月	60	60	2	2	20
6月	50	49	3	3	10
7月	58	57	2	2	16
8月	63	63	5	5	17
9月	61	61	2	2	6
10月	47	47	2	2	12
11月	62	61	2	2	18
12月	54	54	4	4	10
1月	42	42	1	1	7
2月	48	47	4	4	17
3月	71	71	7	7	12
28年度	669	635	34	31	156
27年度	847	784	37	34	120
26年度	977	883	40	35	302

※ 平成15年6月1日よりまつかけ宿泊所から横浜市自立支援施設『はまかぜ』に移転。

※ 入所定員は、平成23年4月1日より250人(女性20人)としています。

※平成27年4月1日より、ホームレス自立支援施設から生活自立支援施設へ名称を変更しています。

※ 入所期間は、平成27年4月1日より3カ月以内(最大6ヶ月)としています。

2 入所前の状況

○ 生活形態

	26年度	27年度	28年度
屋外生活	580	454	313
自費により簡宿等で生活	26	22	27
宿泊援護により簡宿等で生活	25	24	7
ネットカフェ等で生活	140	142	145
アパート・自宅で生活	46	61	62
医療機関・施設で生活	43	35	37
その他	107	100	76
不明	10	9	2

3 健康診断状況

	26年度	27年度	28年度
呼吸器・肺疾患	182	164	77
(TB)	20	11	8
胃・肝臓・腎臓・腸	93	78	90
心臓・高血圧・血管	678	548	502
糖尿病	305	223	177
皮膚疾患	9	7	2
腰痛・外傷等	6	7	5
その他	204	155	240

○ 依頼区別入所状況

	延数	内女性
中	324	9
南	30	2
西	58	4
鶴見	50	6
神奈川	22	1
港南	16	1
保土ヶ谷	22	1
旭	19	1
磯子	14	
金沢	13	3
港北	23	
緑	13	1
青葉	5	
都筑	5	1
戸塚	26	1
栄	12	1
泉	8	
瀬谷	9	2

○ 1日平均在所者数

26年度	27年度	28年度
109.9	126.1	125.5

○ 1日平均入所数

26年度	27年度	28年度
4.0	3.5	3.0

○ 主な就業形態

	26年度	27年度	28年度
日雇就労	212	178	147
契約・アルバイト等	291	243	210
常勤就労	106	97	62
その他	35	25	13
なし	333	304	237

4 年齢分布

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上	平均
28年度	延数	3	40	98	149	166	82	131	51.8
	内女性	1	3	5	6	11	2	6	52.7
27年度	延数	3	70	132	181	184	102	175	51.0
	内女性	0	4	5	11	6	2	9	51.3
26年度	延数	3	76	143	207	238	137	173	50.9
	内女性	0	3	2	10	15	3	7	52.5

5 退所実績

○ 月別退所状況

	延数	実数	内女性	実数
4月	75	75	5	5
5月	50	50		
6月	78	78	4	4
7月	53	52	3	2
8月	53	53	2	2
9月	62	62	2	2
10月	52	52	2	2
11月	66	66	2	2
12月	61	60	6	6
1月	34	34	2	2
2月	58	58	4	4
3月	57	57	5	5
28年度	699	664	37	33
27年度	795	737	34	32
26年度	993	889	39	33

○ 退所理由

		26年度	27年度	28年度	
		延数	延数	延数	内女性
就労自立		150	122	142	2
半福祉 半就労	法外	0	0	0	0
	生保	7	10	8	2
(内常勤就労)		75	72	100	2
生活保護	居宅	364	210	174	9
	入院	25	33	28	4
他施設入所		67	74	68	2
居宅等の確保		77	98	104	10
小計		690	547	524	29
期限		29	7	0	0
自主		63	60	9	0
無断		115	112	89	1
その他		96	69	77	7
小計		303	248	175	8
合計		993	795	699	37
自立率		69.5%	68.8%	75.0%	78.4%

6 住宅入居実績

	賃貸住宅 入居者数	あんしん入居 制度利用者数	住宅相談実績		
			実施回数	相談者数	決定件数
当月	9	0	0	0	0
28年度	74	0	0	0	2
27年度	58	1	19	19	13
26年度	21	0	8	8	8

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成十四年八月七日法律第百五号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四六号

第一章 総則（第一条一第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条一第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用

を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○公職選挙法の一部を改正する法律
(六六)

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(六七)

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律(六八)

○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(六九)

〔政令〕

○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(一六三)

〔告示〕

○農業災害補償法第二百二十条の二十六の規定に基づき農業者の建物又は農機具を共済目的とする任意共済の共済金額の最高額を定める件の一部を改正する件(農林水産九七三)

○遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件(同九七四)

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件(同九七五)
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件(経済産業一四六、一四七)

〔人事異動〕

内閣 警察庁 外務省 厚生労働省
最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成三十年公認会計士試験の施行(公認会計士・監査審査会)

〔公告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、製造たばこ小売定価

関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◆公職選挙法の一部を改正する法律(法律第六六号)(総務省)

1 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁(第一四二条関係)

(一) 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとした。
(1) 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六、〇〇〇枚
(2) 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八、〇〇〇枚
(3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四、〇〇〇枚

(二) 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めることにより、(一)のビラの作成について、無料とすることができるものとした。

2 この法律は、平成三十一年三月一日から施行することとした。

3 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰
(一)又は(二)に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、若しくはテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、それぞれ(1)又は(2)に定める刑に処することとした。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除することとした。(第六条の二第一項及び第二項関係)

(1) 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期一〇年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの
五年以下の懲役又は禁錮
(2) 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上一〇年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの、二年以下の懲役又は禁錮

(二) (1)又は(2)に掲げる罪のうち親告罪とされているものに係る(一)の罪について、親告罪とする旨明記することとした。(第六条の二第三項関係)

(三) (一)の罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査を行うに当たって、その適正の確保に十分に配慮しなければならぬ旨規定することとした。(第六条の二第四項関係)

◆組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(法律第六七号)(法務省)

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係
法律の目的に、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」を加えることとした。(第一条関係)

2 財産上の不正な利益を得る目的で犯した死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等(本法に

4 証人等買収の処罰
(一)又は(二)に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第七條の二第一項関係)

(1) 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪
(2) 別表第一に掲げる罪
(一)又は(二)に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を遂行するための組織により行われた場合等において、(一)の罪を犯した者は、五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。(第七條の二第二項関係)

5 その他
犯罪収益の拡大に伴い、没収保全、追徴保全及び国際共助手続の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三條等関係)

二 条約による国外犯処罰関係
一 一の3の罪及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等に規定する罪の一部につき、刑法第四條の二の例に従うこととした。

三 刑法の一部改正関係
第一九八條(贈賄)の罪につき国民の国外犯を処罰することとした。(第三條関係)

四 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係
犯罪収益の拡大に伴い、捜査機関等への情報提供の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三條第一項関係)

五 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正関係
自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第五五條関係)

2 取調への録音・録画等に関する制度の在り方及びGPS端末を用いた捜査を行うための制度の在り方についての検討について定めることとした。(附則第二二條関係)
3 この法律は、一部を除いて公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。
◇ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第六八号)(厚生労働省)
1 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を一〇年延長し、平成三九年八月六日までとすることとした。(附則第二二條関係)
2 この法律は、公布の日から施行することとした。
◇児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(法律第六九号)(厚生労働省)
一 児童福祉法の一部改正関係
1 保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等に関する事項
(一) 家庭裁判所は、施設入所等の措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができるものとすることとした。(第二八條第四項関係)

(二) 家庭裁判所は、(一)による勧告を行った場合において、施設入所等の措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができるものとすることとした。(第二八條第五項及び第八項関係)
(三) 家庭裁判所は、(一)又は(二)による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとすることとした。(第二八條第五項及び第八項関係)
一時保護に関する事項
(一) 二月を超えて引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするとき、に、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならぬものとすることとした。(第三三條第五項関係)

二 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係
都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について当該児童虐待を行った保護者の同意の下で施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われ、かつ、当該保護者について、面会及び通信の全部が制限されている場合において、特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定め、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずることができるとすることとした。(第一二條の四第一項関係)
三 施行期日等
1 検討規定
政府はこの法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六條の第三八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のその法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。(附則第四條関係)
2 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
◇計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(政令第一六三号)(経済産業省)
一 計量法施行令の一部改正関係
(一) 特定計量器の追加に関する所要の措置
1 特定計量器である質量計に新たに自動はかりを追加することとした。(第二二條関係)
(二) 自動はかりのうち、ホッパースケール及び充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり以外は検定の対象としないうこととした。(第五五條関係)
(三) 検定の対象となるホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかりについてそれぞれ指定検定機関の指定の区分を規定することとした。(第二六條関係)
(四) 自動はかりを検定証印等の有効期間のある特定計量器とし、その有効期間を二年(ただし適正計量管理事業所において使用する自動はかりについては六年)とすることとした。(別表第三三條関係)
(五) 検定の実施主体を国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関とすることとした。(別表第四四條関係)
2 酒類のうち、発泡酒等について特殊容器を使用できることとした。(第八條関係)
3 平成五年に措置した非自動はかり等の定期検査の免除期間に関する特例措置を廃止することとした。(附則第五五條関係)
二 計量法関係手数料令の一部改正関係
1 計量器の型式の承認に際し、技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書が添付された場合には、手数料の額を減額することができることとした。(第四四條関係)
2 特定計量器(こととして一律である手数料の額を、試験項目に応じた額に改定することとした。(別表第四四條関係)
三 附則関係
1 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二二條、第四四條関係)
2 関係政令について所要の改正を行うこととした。(附則第五五條関係)
四 施行期日
この政令は、平成二九年一〇月一日から施行することとした。ただし、計量法施行令第八條の改正規定及び附則第五五條の規定は、公布の日から施行することとした。

(調整規定)

第五條 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三第二号方の規定の適用については、同号方中「強制的性交等」とあるのは「強姦」と、準強制的性交等」とあるのは「準強姦」とする。

第六條 前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三條の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六條の規定は、適用しない。

(裁判所法の一部改正)
第六條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「定に」を「定め」に改め、同項第二号中「あたる」を「当たる」に、「第一号ノ三」を「第一号ノ三第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)
第七條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第四十号の次に次の一号を加える。
四十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第七十六條の二第一項(核爆発を生じさせる行為)の罪

(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八條 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第三号を次のように改める。
三 削除
附則第一條第四号中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

附則第二條中「第三條の規定による改正後の」及び「以下「新組織的犯罪処罰法」という。)」を削る。
附則第三條中「新組織的犯罪処罰法」を「組織的犯罪処罰法」に改める。

附則第四條及び第五條を次のように改める。
第四條及び第五條 削除
附則第五十八條及び第五十九條を次のように改める。

第五十八條及び第五十九條 削除
(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九條 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條のうち刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二編中第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定のうち第三百五十條の二第二項第五号に係る部分中「第七條第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。若しくは組織的犯罪処罰法第七條の二の罪」に改める。

第十條 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十六号)次条において「不動産特定共同事業法一部改正法」という。の一部を次のように改正する。

附則第十三條のうち組織的犯罪処罰法別表第六十一号の改正規定中「別表第六十一号」を「別表第二第二十八号」に改める。

(調整規定)

第十一條 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第一條のうち組織的犯罪処罰法別表第一の次に三表を加える改正規定のうち別表第二第二十八号に係る部分中「第五十三條第三号」とあるのは、「第八十條第三号」とする。

(検討)
第十二條 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九條第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪処罰法第六條の二第一項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第九十八條第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることに留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

2 政府は、新組織的犯罪処罰法第六條の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事実の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年(ぬ)第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制的処分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十一日

法律第六十八号

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「十五年」を「二十五年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 金田 勝年
外務大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣臨時代理 山本 有二
国務大臣 山本 有二
環境大臣 山本 公一

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 都道府県等による支援の実施（第四条—第九条）
- 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十条）
- 第四章 雑則（第十一条—第十九条）
- 第五章 罰則（第二十条—第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)をいう。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第三条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第四条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第五条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第六条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者就労準備支援事業
- 二 生活困窮者一時生活支援事業
- 三 生活困窮者家計相談支援事業
- 四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

(市等の支弁)

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用

(国の負担及び補助)

第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。)の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第三号及び前条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第七条第四号及び前条第四号に掲げる費用の二分の一以内

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業(第十五条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

第四章 雑則

(雇用の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する

る情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者がいるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十四条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

- 3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第十六条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資

産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

- 2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(町村の一部事務組合等)

第十七条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十一条 第四条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三条 第十条第一項の規定による認定の手續その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

(地方財政法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるのは、「三十一 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とする。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)」とあるのは、「三十二 子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)」とする。

(生活保護法の一部改正)

第七条 生活保護法の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項に次の一号を加える。

六 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第一〇五号)による生活困窮

者住居確保給付金の支給に関する情報

(社会福祉法の一部改正)

第八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第一〇五号)に規定する
認定生活困窮者就労訓練事業

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)
の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第一〇五号)第十条第三項に
規定する認定生活困窮者就労訓練事業

(社会保険労務士法の一部改正)

第十条 社会保険労務士法(昭和三十四年法律第八十九号)の一部を次のように
改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第一〇五号。第十
条第一項及び第十五条第二項の規定に限る。)

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措
置は、政令で定める。

理 由

生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

横浜市生活自立支援施設条例

平成 15 年 2 月 25 日

条例第 1 号

横浜市生活自立支援施設条例をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例

(設置)

第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかせ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) 対象生活困窮者に対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) 対象生活困窮者に対する生活に関する相談及び支援
- (3) 対象生活困窮者に対する健康に関する相談及び支援並びに健康診断
- (4) 対象生活困窮者に対する就労等の支援
- (5) 対象生活困窮者に対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、対象生活困窮者の自立支援に関する施策の方針を理解し、対象生活困窮者の生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象生活困窮者の自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 76・追加)

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第8条第1項に規定する横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（平24条例43・追加）

（指定管理者の指定等の公告）

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（平17条例76・追加）

（管理の業務の評価）

第5条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定期間において、第3条第1項各号に掲げる自立支援施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（平24条例43・追加）

（利用の許可）

第6条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

(1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。

(2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

（平17条例76・旧第3条繰下・一部改正）

（平24条例43・旧第5条繰下）

（利用の制限等）

第7条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

(1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

（平17条例76・旧第4条繰下・一部改正）

（平24条例43・旧第6条繰下）

（横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会）

第8条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会を

置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 24 条例 43・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 24 条例 43・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 5 月規則第 69 号により同年 6 月 1 日から施行)

附 則(平成 17 年 6 月条例第 76 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあつては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に横浜市ホームレス自立支援施設条例第6条第1項の規定により許可を受けた者に係る施設の利用については、なお従前の例による。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

平成 15 年 5 月 30 日

規則第 70 号

横浜市生活自立支援施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市生活自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 横浜市生活自立支援施設はまかせ(以下「自立支援施設」という。)の定員は、250 人とする。

(平 23 規則 83・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 3 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日に属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 96・全改、平 23 規則 83・一部改正)

(利用期間)

第 4 条 自立支援施設を連続して利用する場合の利用期間は、3 月以内でなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、6 月を限度として、3 月を超えて利用することができる。

(平 17 規則 96・平 23 規則 83・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 17 規則 96・旧第 6 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月規則第 83 号)

(施行期日)

1 この規則中、第 3 条第 2 項第 2 号の改正規定及び別記様式注意 3 の改正規定は公布の日から、第 2 条の改正規定及び第 4 条ただし書の改正規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条ただし書の改正規定の施行の際現に横浜市ホームレス自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 5 条第 1 項の規定による許可を受けている者については、この規則による改正後の横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則第 4 条ただし書の規定を適用する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市生活自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱

制 定 平成 27 年 3 月 27 日 健保護 第 2665 号

最近改正 平成 28 年 3 月 28 日 健生支 第 2890 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 6 条第 1 項第 5 号に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施にあたり、関係法令等に定めがあるものの他、必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は横浜市とし、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 15 日条例第 1 号）第 3 条第 1 項により市長から指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）が実施する。

(実施場所)

第 3 条 本事業は、横浜市生活自立支援施設はまかせ（以下「施設」という。）または指定管理者が借り上げた簡易宿泊所（以下「簡易宿泊所」という。）において実施する。

2 実施場所は、各区福祉保健センター長（以下「センター長」という。）及び指定管理者が協議の上、指定管理者が決定する。

(職員)

第 4 条 指定管理者は、本事業を実施する上で、必要な人数を以下の職に配置する。

- (1) 管理者
- (2) 事務員
- (3) 看護師
- (4) 嘱託医（精神科）
- (5) 警備員

(事業の利用許可)

第 5 条 本事業の利用を希望する者（以下「希望者」という。）は、別紙に定める施設における規則を承認した上で、センター長に一時生活支援事業利用申請書（第 1 号様式）を提出する。

2 一時生活支援事業利用申請書を受けたセンター長は生活困窮者自立支援法施行規則第 6 条第 1 項イの規定に基づく希望者の収入・資産の状況を確認した上で、本事業の利用を決定する。

- 3 センター長が緊急性を認める場合は、希望者の収入及び資産の状況に関わらず、本事業を希望者に利用させることができる。
- 4 利用決定にあたり、センター長は、あらかじめ指定管理者と利用について協議する。
- 5 前項の協議の上、希望者が次の各号に該当すると判断される場合、センター長は本事業の利用を認めないことができる。
 - (1) 医療機関で緊急対応することが必要であると考えられる場合
 - (2) 施設における集団生活の秩序を乱すおそれが強いと考えられる場合
 - (3) 利用の目的が施設の設置目的に合致していないと考えられる場合
 - (4) その他、施設管理上著しい支障があると考えられる場合

(指定管理者への入所依頼)

第6条 センター長は、本事業の利用を決定した場合、入所依頼書（第2号様式）により、指定管理者に通知する。

(利用期間)

- 第7条 本事業の利用者（以下「利用者」という。）の利用期間は、横浜市生活自立支援施設条例施行規則第4条に規定する期間の範囲内において、センター長と指定管理者の協議により定める。
- 2 利用期間の変更にあたっては、指定管理者とセンター長はあらかじめ協議を行う。

(簡易宿泊所の利用)

- 第8条 利用者が傷病等の理由により、施設での集団生活が困難と判断される場合、指定管理者はセンター長と協議の上、簡易宿泊所で本事業の利用の開始または利用の継続を認めることができる。
- 2 簡易宿泊所の利用期間は7日以内とする。ただし指定管理者が必要と認める場合は、センター長と協議の上で、14日まで延長できる。なお、原則として、簡易宿泊所の利用期間は、前条に規定する施設での本事業の利用期間に含む。
 - 3 指定管理者は、利用者が集団生活可能となった場合、施設で継続して事業を利用させる。
 - 4 指定管理者は、簡易宿泊所の利用期間終了後も集団生活が困難と判断した場合、その後の支援についてセンター長と協議する。

(アウトリーチにおける健康相談)

- 第9条 指定管理者は、施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領第13条に規定するアウトリーチ活動の実施にあたり、定期的に看護師を同行させる。
- 2 看護師は、アウトリーチ活動における相談者に対し、以下の相談支援を行う。

- (1) 面接を実施し、健康状態を把握するとともに、その者からの健康相談への対応及び必要となる支援・助言を行う。
- (2) 医療の必要な者について、区福祉保健センター等に情報を提供する。
- (3) その他、相談対応に伴い必要となること。

(事業実施報告)

第 10 条 指定管理者は、定期的に事業の実施状況について、「健康相談実施報告書（様式 3）」により、健康福祉局長に報告する。

(記録の整備)

第 11 条 指定管理者は、健康相談により把握された相談者等の健康状態について、「健康相談支援記録（様式 4）」により、記録を整備する。

(身分証明書の携帯)

第 12 条 指定管理者は、第 9 条に規定する業務に従事する者に、業務に従事する間「生活自立支援施設健康相談支援従事者証（様式 5）」を携帯させる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるものの他、本事業の利用にあたり必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱の廃止)
- 2 横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日）は要綱統合により廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱の廃止)
- 2 横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱（平成 16 年 6 月 30 日）は要綱統合により廃止する。

～ 生活自立支援施設はまかせの利用にあたって ～

1 施設の目的

この施設は自立を目指す意思のある方に対する支援を目的としています。施設職員とともに、自立に向け取り組んでください。

2 守っていただくこと

- (1) 施設内には集団生活上、施設管理上のルールがあります。ルールを守り、周囲に迷惑を掛けずに生活してください。
- (2) 荷物や貴重品等は、各自の責任で管理してください。居室内のロッカーを利用できます。
- (3) 施設を出入りする際は、1階守衛室の警備員へ利用者カードを提示してください。
- (4) 退所する際は、荷物はすべてお持ちください。残されていた場合は、施設で処分することとなります。

3 禁止事項

- (1) 施設利用中の飲酒は禁止です。飲酒をしていることが判明した時点で、施設の利用許可が取り消され、退所となります。
- (2) 危険物や不衛生な物、生物の施設内への持ち込みは禁止されています。なお、仕事道具等については、事前に施設職員にご相談ください。
- (3) 門限、消灯は午後10時です。外泊は禁止されています。なお、夜勤や出張等で外泊が必要となる場合は、事前に施設職員にご相談ください。

4 その他

- (1) 施設から利用中の生活や就労の状況等の報告を受けますので、ご承知おきください。
- (2) その他、不明な点等は施設職員にご相談ください。

※ 施設の規則等に反する行為は利用許可を取り消されることがあります。

一時生活支援事業利用申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市 福祉保健センター長

申請者氏名

一時生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。なお、申請にあたり、現在の収入及び資産状況は下記の通りです。

申請者	氏名	（男・女）		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	（歳）
	連絡先			
	緊急連絡先	氏名 住所	（続柄） Tel.	
申請目的（なるべく詳しく書いてください。）				
収入・資産の状況	現在の収入状況			
	<input type="checkbox"/> 収入あり			
	収入額	円【収入種別： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他（ ）】		
	<input type="checkbox"/> 収入なし			
※収入要件 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額（市町村民税均等割の非課税 限度額の1/12）+住宅扶助に基づく額以下であること				
現在の資産の状況				
<input type="checkbox"/> 預貯金あり				
預貯金額	円			
<input type="checkbox"/> 預貯金なし				
※資産要件 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。 （ただし、100万円を超えない額とする）。				

横浜市生活自立支援施設

入 所 依 頼 書

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

次の者について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の利用を決定したので、施設への入所を依頼します。

ふりがな 対象者氏名	(男・女)		生年月日	年 月 日 (歳)
利用開始日	年 月 日	担当		
利用終了 予定日	利用開始日から 原則3か月以内	入所回数	回目(前回 年 月退所)	
相談場所(街頭相談等の場合に記入)		前回退所理由(就労退所・期限退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等				
健康状態・留意すべき既往歴				
居所を喪失している期間(7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上)				
最終就労歴(期間・退職日・職種等)				
本人の希望、目標等				
福祉保健センターの意向				
収入・資産の状況(いずれかにチェックする)				
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法施行規則によって定められる収入・資産要件に該当する <input type="checkbox"/> 上記には該当しないが、緊急性を勘案し入所の必要を認める				
備考(保護歴、結核検診歴等)				
・保護歴 年 月～ 年 月				
・結核検診 受診医療機関名 受診日 年 月 日				

※ この様式は複写式であり、1枚目(生活自立支援施設の事務処理欄があるもの)は生活自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	施設長	主任	担当

横浜市生活自立支援施設
入 所 依 頼 書

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

次の者について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の利用を決定したので、施設への入所を依頼します。


ふりがな 対象者氏名	(男・女)		生年月日	年 月 日 (歳)
利用開始日	年 月 日	担当		
利用終了 予定日	利用開始日から 原則3か月以内	入所回数	回目(前回 年 月退所)	
相談場所(街頭相談等の場合に記入)		前回退所理由(就労退所・期限退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等				
健康状態・留意すべき既往歴				
居所を喪失している期間(7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上)				
最終就労歴(期間・退職日・職種等)				
本人の希望、目標等				
福祉保健センターの意向				
収入・資産の状況(いずれかにチェックする)				
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法施行規則によって定められる収入・資産要件に該当する <input type="checkbox"/> 上記には該当しないが、緊急性を勘案し入所の必要を認める				
備考(保護歴、結核検診歴等)				
・保護歴 年 月～ 年 月 ・結核検診 受診医療機関名 受診日 年 月 日				

※ この様式は複写式であり、1枚目(生活自立支援施設の事務処理欄があるもの)は生活自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

別記様式

《表》

様式 3	
第 号	
横浜市生活自立支援施設健康相談従事者証	
次の者は横浜市生活自立支援施設健康相談に従事 する者であることを証する。	
 写真	氏名
平成 年 月 日	横浜市健康福祉局長 印

《裏》

<p>この証明書は、裏面の者が生活困窮者自立支援法に基づく 一時生活支援事業で行う健康相談の従事者であることを証明 するものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1 勤務中においては、この証明書を携行すること。2 関係人からの求めがあった場合には、この証明書を提示 すること。3 本事業に従事しなくなったときには、速やかに横浜市に 返還すること。 <p style="text-align: right;"><small>〔横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱〕 第12条</small></p>
--

横浜市生活自立支援施設運営要綱

制 定 平成 6年 8月 31日

最近改正 平成 28年 3月 30日 健生支第 2884号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成15年2月15日条例第1号。以下「条例」という。）及び横浜市生活自立支援施設条例施行規則（平成15年5月30日規則第70号。以下「規則」という。）に基づき実施する横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(施設における支援の目的)

第2条 施設は、その利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、必要な支援を行うことで、その自立を実現し、安定した居所の確保を推進することを目的とする。

(職員)

第3条 条例第3条第4項の規定に基づき、市長に指定された施設の指定管理者は、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 生活支援員（以下「支援員」という。）
- (4) 看護師
- (5) 職業相談員（公共職業安定所より派遣）
- (6) 嘱託医（精神科）
- (7) その他施設の管理のために必要な職員

2 指定管理者は、前条の目的を達成するため、職員の能力向上に努める。

(施設の利用許可)

第4条 条例第6条の規定により施設の利用許可を受けようとする者（以下「利用申請者」という。）は、利用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出する。

2 前項の規定に基づき、利用許可申請書の提出を受けた指定管理者は、横浜市生活困窮者一時生活支援事業要綱に規定する入所依頼書を確認し、速やかに利用の許可、不許可について決定する。

3 指定管理者は、各区福祉保健センター長（以下「センター長」という。）と協議した上で、施設の利用許可または不許可を決定する。

(利用許可通知)

第5条 指定管理者は、条例第6条第1項の規定に基づき施設の利用を許可した場合は、利用許可通知書(第2号様式)を利用申請者に発行する。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者の緊急性を勘案して施設の利用を許可した場合は、利用許可通知書を後日に発行する。

(利用不許可通知)

第6条 指定管理者は、条例第6条第3項の規定に基づき施設の利用を許可しない場合には、利用不許可通知書(第3号様式)を発行する。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者の緊急性を勘案して施設の利用を許可しなかった場合は、利用不許可通知書を後日に発行する。

(利用許可の取り消し等)

第7条 指定管理者は、利用者が条例第7条第1項各号の規定に該当した場合、利用の許可を取り消し、退所を命じることができる。この場合、利用許可取消通知書(第4号様式)を利用者に発行する。

ただし、利用者が利用期間終了前に退所をした場合には、退所日以降の利用許可を取り消したものとみなす。

2 指定管理者は、利用者が条例第7条第1項各号に該当した場合には、速やかにセンター長にその状況を報告する。

(利用期間の変更手続き)

第8条 指定管理者は、横浜市生活自立支援施設条例施行規則第4条に規定する期間の範囲内において、センター長と協議した上でその利用期間を変更できる。

2 指定管理者は、利用期間を変更した場合、新たな施設の利用期間を記載した利用期間変更通知書(第5号様式)を利用者に発行する。

(健康管理支援)

第9条 指定管理者は、利用者に対して、入所後速やかに健康診断を受けさせる。

2 健診の結果等により、医療機関の受診や療養が必要とされた利用者に対して、指定管理者は、センター長や医療機関等と連携して療養の支援等、適切に支援する。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者が入所直前に健康診断を受けている場合等は、健康診断の全部又は一部を省略することができる。

(生活用品等の給付)

第10条 施設での利用者に対する生活用品等の給付等は、必要最小限のものをすべて現物

で給付又は貸与する。

(自立に向けた支援)

第 11 条 指定管理者は、生活困窮者自立支援法に基づく各規定を順守し、その趣旨を踏まえた上で、利用者の自立を支援する。

2 前条の規定に関わらず、指定管理者は、支援の実施上やむを得ないと判断する場合、別表の範囲内で必要な経費を支給または貸し付けることができる。

なお、経費の支給及び貸与を実施した場合は必要最小限の経費とし、支出状況及び返済状況の詳細を確認できるよう記録を作成しなければならない。

(外部機関と連携した支援)

第 12 条 指定管理者は、利用者の自立等を目的とした支援に関する研修等の実施のため、外部機関との連携を図る。また、健康福祉局長が施設の支援の充実に必要と認めた場合、必要に応じて外部講師を活用することができる。

(施設内作業)

第 13 条 指定管理者は、必要と認めた施設内の作業を、利用者のうち希望する者に行わせることができる。

(謝金の支払い)

第 14 条 指定管理者は、第 12 条、第 13 条に規定した事業を実施した場合には、謝金を支払うことができる。

(事業報告)

第 15 条 指定管理者は、施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、翌月 15 日までに健康福祉局長に報告する。

(料金の不徴収)

第 16 条 自立支援施設の利用については、利用者からは利用料金を徴収しない。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 11 月 7 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の緊急一時宿泊所運営事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類等はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

きる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第11条第2項に規定する給付又は貸与することができる金品

1 常勤就労支援**(1) 求職活動における支援**

以下の費用を給付する。

ア 求職活動において必要となる書類作成のための経費

イ 散髪又は調髪費

ウ 被服費

エ 面接会場までの交通費

オ その他必要と認められた金銭及び物品

(2) 求職能力向上のための支援

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

ア 必要と認められた、外部の就労支援機関が開催する就労実習の受講や就労支援セミナー等への出席のための交通費及び食費

イ その他必要と認められた経費

2 就職支度金品

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

(1) 通勤交通費**(2) 被服費****(3) その他必要と認められた経費****3 各種福祉制度等の利用**

以下の費用を給付する。なお、原則として制度活用後に収入が見込まれる場合は貸与とする。

(1) 必要となる書類を取得するための手数料及び郵送代**(2) 制度利用のために必要となる写真代及び印鑑購入費****(3) 手続きを行うために必要となる交通費****(4) その他必要と認められた経費****4 日雇就労**

以下の費用を貸与する。なお、原則として貸与は利用期間中に一度に限る。

(1) 勤務地までの交通費**(2) 勤務日における食費****(3) 日雇労働被保険者手帳取得のための必要経費**

利用許可申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

申請者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 者	氏名	
	生年月日	年 月 日 （ 歳）
	緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 電話番号
利用の目的（なるべく詳しく書いてください。）		

第2号様式(第5条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に発行します。

第2号様式(第5条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター送付用)

第2号様式(第5条第1項)

利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用については、次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

(生活自立支援施設控)

第3号様式(第6条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市生活自立支援施設の利用については、横浜市生活自立支援施設条例第6条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

第3号様式(第6条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市生活自立支援施設の利用については、横浜市生活自立支援施設条例第6条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

（福祉保健センター送付用）

第3号様式(第6条第1項)

利用不許可通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

年 月 日に申請のありました横浜市生活自立支援施設の利用については、横浜市生活自立支援施設条例第6条第3項に基づき不許可とします。

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センターの事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

(生活自立支援施設控)

第4号様式（第7条第1項）

利用許可取消通知書

第 年 月 日
第 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市生活自立支援施設条例第7条第1項に基づき、利用の許可を取り消します。

利用許可取り消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

第4号様式（第7条第1項）

利用許可取消通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市生活自立支援施設条例第7条第1項に基づき、利用の許可を取り消します。

利用許可取り消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

（福祉保健センター送付用）

第4号様式（第7条第1項）

利用許可取消通知書

第 年 月 日 号

氏名 様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用許可については、横浜市生活自立支援施設条例第7条第1項に基づき、利用の許可を取り消します。

利用許可取り消しの理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を利用者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄のあるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

（生活自立支援施設控）

利用期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用期間を、次のとおり変更します。

変更前 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更理由等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に発行します。

利用期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用期間を、次のとおり変更します。

変更前 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更理由等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター送付用)

利用期間変更通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市生活自立支援施設はまかぜの利用期間を、次のとおり変更します。

変更前 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更後 利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
変更理由等	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対し審査請求をすることができます。

※ この様式は3枚複写式であり、1枚目（事務処理欄のないもの）を申請者に、2枚目（福祉保健センター事務処理欄があるもの）を福祉保健センターに発行します。

決 裁 欄	施 設 長	主 任	担 当

(生活自立支援施設控)

横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 216 号（局長決裁）

改正 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2803 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による施設の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) ホームレスの実情に詳しいもの
- (3) 施設のある地域の実情に詳しいもの
- (4) 会計・経理に詳しいもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

(委員の責務)

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行うものとする。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設第三者評価委員会設置要綱（平成20年4月1日 健保護第139号）

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定に基づき任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(その他)

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。